１９歳以上２３歳未満の被扶養者認定に係る収入基準額の取扱い

１　19歳以上23歳未満の被扶養者の収入基準額について

組合員の配偶者を除く19歳以上（その年の12月31日現在の年齢が19歳）23歳未満（その年の12月31日現在の年齢が22歳）の被扶養者の認定における収入基準額（年額）は、150万円未満になります。

【被扶養者の収入基準額】

被扶養者の区分	年　額	月　額	日　額
①　障害に係る公的年金受給なし かつ 配偶者を除く19歳以上23歳未満	150万円未満	125，000円未満	4，167円未満
②　障害に係る公的年金受給なし かつ ①以外の60歳未満	130万円未満	108，334円未満	3，612円未満
③　障害に係る公的年金受給あり 又は 60歳以上	180万円未満	150，000円未満	5，000円未満

２　適用日

令和7年10月1日以降の被扶養者認定及び継続認定

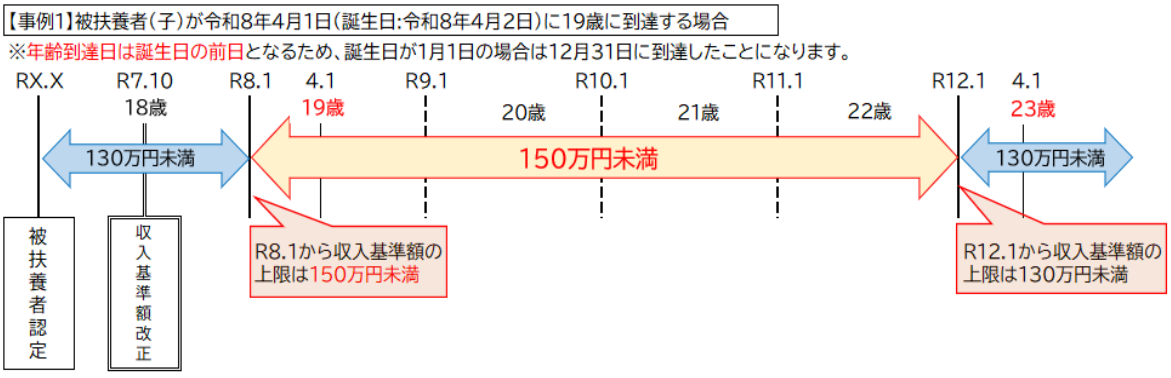

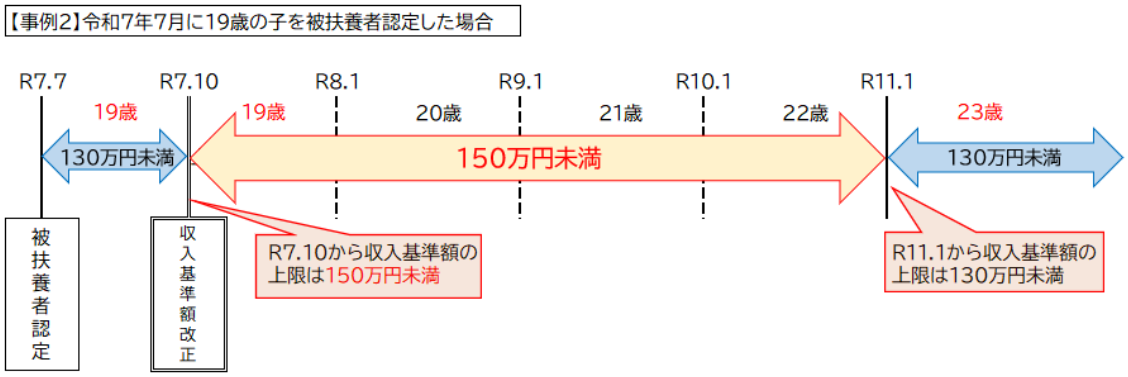

3 留意事項

（1） 健康保険の被保険者の適用条件に当てはまる者については、健康保険法上、健康保険への加入が義務づけられており、健康保険の被保険者となった場合には、被扶養者となりません。

（2） 収入基準額以外の認定要件については従前のとおりとなります。その他の要件を満たしていない場合は被扶養者となりません。

（3） 被扶養者が別居しており仕送り確認が必要な場合は、新たな収入基準額に基づき下記の要件を満たしている必要がありますので、必ず御確認ください。

① 別居の認定対象者が１人のときは、月額で認定対象者の収入の2分の1以上（5万5千円以下の場合は5万5千円）の送金（仕送り）が必要です。
② 別居の認定対象者が2人（この2人は同居）以上の場合は、月額で認定対象者の合計収入の2分の1以上（認定対象者の人数×5万円）の送金（仕送り）が必要です